

## 地区計画による行為制限等（前沢北地区）

		前沢北地区
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	・ゆとりある宅地を目指すため、敷地面積を 165 m <sup>2</sup> 未満にしないこと。
	建築物等の高さの最高限度	・建築物の高さは、地盤面から 16mを超えないものとする。
	壁面の位置の制限	・道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 1.5m以上とすること。 ・隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 1 m以上とすること。
	かき又はさくの構造の制限	・道路に面する側のかき又は柵の構造については、生け垣又はフェンスとする。 ・また、基礎部分の高さは、地上面より 1.2m以内とすること。

### 【区域図】

